

広島県告示第六百四十二号

令和二年広島県告示第千二百二十八号（広島県資源管理方針）の一部を次のように変更する。

令和三年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる内容を同表の変更後の欄に掲げる内容に傍線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1―1 まいわし太平洋系群」から「別紙1―5 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。</p>	<p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1―1 まいわし太平洋系群」から「別紙1―4 くるまぐろ（大型魚）」までに、それぞれ定めるものとする。</p>

別紙1―1から別紙1―4までの別紙中「広島県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者」を「広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者」に改める。

（別紙1―4）の次に次の別紙を加える。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月30日まで(周年)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を広島県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の1に定める広島県まさば及びごまさば漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である6,927隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。